

○市内中学校の部活動の状況と地域移行について

市内中学校の部活動の状況（２０２３年度）

中学校名	崇広	緑ヶ丘	城東	上野南	柘植	霊峰	島ヶ原	阿山	大山田	青山	計
生徒数	399	497	292	169	56	153	39	163	101	195	2,064
軟式野球	13	7							18		38
サッカー	18	14	24	15				14		12	97
バスケットボール（男）	17	25	22	6		11				16	97
バスケットボール（女）	27	23	15						6	6	77
ソフトテニス（男）	11	38	12	7							68
ソフトテニス（女）	25	27	6	8			7	18	12	15	118
バレーボール（男）									7		7
バレーボール（女）	15	21	11	12	8	12		8		11	98
卓球（男）	11	14	8	14	7	14	6	20	10	12	116
卓球（女）	12	13	5	16	4	7	2				59
陸上競技	29	27			10		3				69
剣道（男）								3		6	9
剣道（女）								1		1	2
体育系 計	178	209	103	78	29	44	18	64	53	79	855
吹奏楽	24	24	17			11		11	15	21	123
パソコン	21										21
文化	8										8
科学		29									29
美術		32		17		13					62
美術手芸パソコン			29								29
美術AAC (オールアラウンドサークル)								16			16
総合文化					5						5
アート家庭										11	11
文化系 計	53	85	46	17	5	24	0	27	15	32	304
体育系・文化系 合計	231	294	149	95	34	68	18	91	68	111	1,159
加入率	57.9	59.2	51.0	56.2	60.7	44.4	46.2	55.8	67.3	56.9	56.2

※生徒数は、５月１日現在

※体育系・吹奏楽加入生徒数は、１０月現在 １・２年生

※吹奏楽以外の文化系加入生徒数は、２０２４年２月現在 １・２年生

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

【別紙6】

49億円
28億円



方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 27億円(11億円)

委託・拡充

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例



体制整備

- 関係団体・市区町村等との連絡調整
- コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
- 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保

指導者の質の保障・量の確保

- 人材の発掘・マッチング・配置
- 研修、資格取得促進
- 平日・休日の一貫指導
- ICTの有効活用

関係団体・分野との連携強化

- スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、企業等
- スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
- まちづくり・地域公共交通

面的・広域的な取組

- 地域クラブ活動の拡大
- 市区町村等を超えた取組

内容の充実

- 複数種目、シーズン制
- 体験型キャンプ
- レクリエーション的活動

参加費用負担の支援等

- 困窮世帯の支援
- 費用負担の在り方

学校施設の活用等

- 効果的な活用や管理方法

※ 実証事業2年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などとの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。

※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を超えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を充実。

★ 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

<主な政策課題>

- 多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供
- 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
- スクールバスの活用や地域公共交通との連携
- 不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
- トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
- 体育・スポーツ・文化芸術系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート・アーティスト人材等の活用
- 学校体育施設の拠点化や社会体育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり
- 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用等

(2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等

- 事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の検討
- 運営形態の類型や競技ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証
- 単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討等



II. 中学校における部活動指導員の配置支援 18億円(14億円)

補助・拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

部活動指導員の配置を充実【16,500人(運動部：13,000人、文化部：3,500人)】

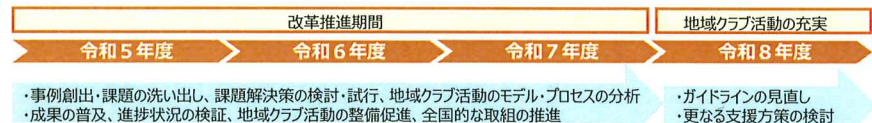
III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 4億円(3億円)

補助・委託・拡充

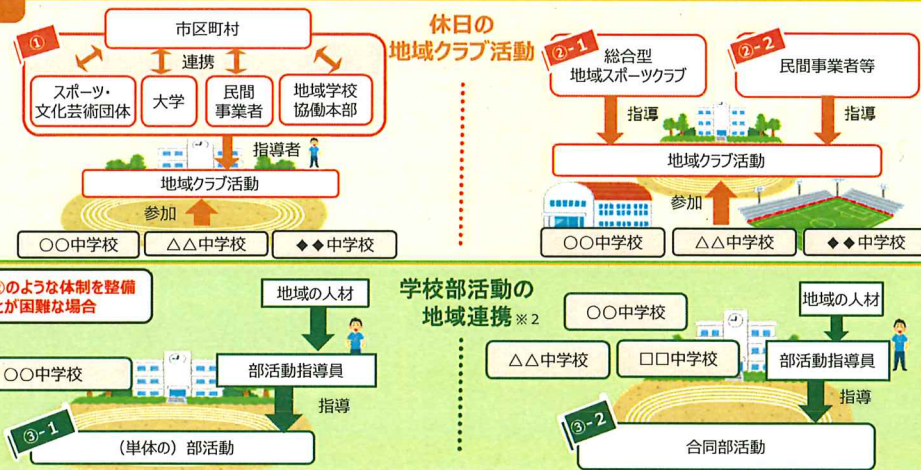
上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。

- 公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫設置、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
- 指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施等。
- 大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築。
- 多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。

方向性



体制例



※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。

※2 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)等の仕組みも活用

※ 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針（中間案）概要【別紙7】

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から基本的な考え方として、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、令和5～7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、地域連携・地域移行に向けた環境整備のための実証事業等に取り組み、段階的な地域連携・地域移行を進めるとされた。これを受けて、三重県教育委員会では、国のガイドラインをふまえて「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」の策定を進めている。その内容については、現行の「三重県部活動ガイドライン」をベースに、国のガイドラインで示された新たな部分や地域クラブ活動について、地域連携・地域移行した場合の想定パターンや県内で先行している地域や市町の事例等を記載する。

※「三重県部活動ガイドライン」は公立中学校および県立高等学校の生徒を対象とする。「新たな地域クラブ活動方針」は公立中学校の生徒を対象とする。

◎ 三重県部活動ガイドライン ※一部追記

- | | |
|------------------|---|
| 1 学校教育の一環としての部活動 | 2 適切な部活動の運営の在り方 |
| (1) 学校部活動の意義 | 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、強制的に加入させることがないようにする |
| (2) 部活動の現状と課題 | (1) 適切な活動計画の作成と共通理解 |
| (3) 安全面への配慮 | (2) 参加大会等の精選 |
| | (3) 休養日・活動時間の設定 |
| | (4) 適切な部活動指導に向けた研修 |
| | (5) 部活動指導の在り方の見直し |
| | (6) 体罰等の根絶 |
| | (7) 安全管理と事故発生時の対応 ※熱中症対策を追記 |

◎ 新たな地域クラブ活動方針 ※新規

I 新たな地域クラブ活動

1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- (1) 地域クラブ活動に参加を希望するすべての生徒を想定
- (2) 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実、関係者間の連携体制の構築等
- (3) 指導者の質の保障と量の確保、適切な指導の実施、指導を希望する教員等の兼職兼業
- (4) 三重県部活動ガイドライン2(1)に準じた活動内容
- (5) 三重県部活動ガイドライン2(3)に準じた適切な休養日等の設定
- (6) 活動場所として学校等公共施設を活用
- (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
- (8) 怪我等が生じても適切な補償が受けられるよう保険の加入を促す
- (9) 安全管理と事故発生時の適切かつ迅速な対応

2 学校との連携等

学校・家庭・地域の相互の連携・協働。地域クラブ活動と部活動との共通理解。県および市町から地域クラブ活動への指導助言。学校の設置者および校長は地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知。

II 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

- (1) 休日の活動の在り方等の検討
- (2) 関係者からなる協議会等検討体制の整備
- (3) 研修会の開催や希望する教員の兼職兼業等指導者の確保
- (4) 地域の実情に応じた段階的な体制の整備

2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

令和5～7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ

3 総合的・計画的な取組

国ガイドライン・本方針を参考に、市町方針を作成し、地域移行を推進

III 大会等の在り方の見直し

- 1 大会主催者は地域クラブ活動等も参加できるよう参加資格を見直す
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 地域クラブ活動の大会等引率は、実施主体の指導者等が行う
 - (2) 教育委員会や校長は、大会等運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う
- 3 熱中症対策等、生徒の体調管理を最優先に対応する

伊賀市における取組

全国的な課題

少子化が進む中、学校部活動を今までどおり続けていくことは難しくなっている

学校部活動

入りたい部が学校にない

部はあっても部員数が十分にいない

専門の先生がいない

子どもたち

やむを得ず別の部に入っている

どの部にも入っていない



そこで、伊賀市では

部活動を学校単位から地域単位の取組とする「学校部活動の地域移行」に取り組みます

このことにより、

やりたい子がやりたい活動に取り組めます

専門的な指導が受けられます

今後のスケジュール（予定）

令和6年度
伊賀市地域クラブ活
動連絡協議会発足

令和6年度中頃
2つ程度の部活
動を地域移行

令和7年度
さらに複数の部
活動を地域移行

令和8年度
さらに複数の部
活動を地域移行

令和8年度末
休日における学校部活動の
地域移行を完了

※すべての学校部活動を一斉に地域移行するのではなく、段階的に進めていきます。

※現在、伊賀市内に設置している部活動（軟式野球、サッカー、バスケットボール、ソフトテニス、バレーボール、卓球、陸上競技、剣道、吹奏楽）について地域移行します。